



平成24年4月のNPO法改正により、認定NPO法人の認定を都道府県知事(または指定都市の長)が行うことになりました。また、特例認定や指定NPO法人等の新しい制度も創設され、認定NPO法人になるための道が大きく広がりました。

指定NPO法人とは、平成23年度の税制改正に伴い設けられたNPO法人を対象とした寄附金税額控除の制度で、都道府県や市町村が地域の実情を考慮して独自に指定基準や手続等を定めることができるため、地域で活動するNPO法人を地域で支援しやすくなりました。

大分県では、平成24年7月に指定基準や手続等を定めた条例が全国で2番目に制定され、平成24年9月には、九州では初めてとなる県指定NPO法人が誕生しました。

この機会に、ぜひこれらの制度を活用していただき、NPO活動がますます活性化していくことを期待しています。

I 認定・特例認定・指定NPO法人制度について …1

- 1 認定・特例認定・指定NPO法人とは? …1
- 2 認定・特例認定・県指定NPO法人の違い …2
- 3 認定・特例認定・指定NPO法人のメリット …3
- 4 認定NPO法人になるための3つの道 …6
- 5 認定NPO法人になるための8つの基準 …7
- 6 特例認定NPO法人になるための9つの基準 …8
- 7 指定NPO法人になるための12の基準 …8
- 8 欠格事由 …10
- 9 認定NPO法人等の義務 …10
- 10 申請(申出)の窓口 …11

II 認定のPSTについて …12

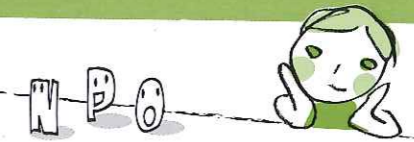
III 寄附金について …14

- 1 寄附金とは? …14
- 2 寄附金の領収書等 …14
- 3 寄附者名簿をつくりましょう …15
- 4 寄附金Q&A …16

IV 相談窓口について



I 認定・特例認定・指定NPO法人制度について



1 認定・特例認定・指定NPO法人とは?

認定・特例認定・指定NPO法人制度とは、NPO法人への寄附を促すことによりNPO法人の活動を支援するために税制上設けられた制度で、認定・特例認定・指定NPO法人になると、その法人への寄附者(市民や企業等)が税制上優遇されたり、認定NPO法人自身が納める法人税が優遇されたりします。

認定NPO法人

認定NPO法人とは、NPO法人のうち、運営組織や事業活動が適正であって公益の増進に資するものについて一定の基準(P7参照)等に適合したものとして、所轄庁である都道府県知事や指定都市の長が「認定」したNPO法人のことです。

認定NPO法人に寄附をすると、寄附者(個人)の税金(所得税・住民税)から寄附金額の最大約50%が控除されますので、NPO法人にとっては寄附金を集めやすくなります。

認定の有効期間は、認定の日から起算して5年で、認定期間満了後も引き続き認定NPO法人として活動する場合は、有効期間の更新を受ける必要があります。

特例認定NPO法人

特例認定NPO法人とは、平成24年4月のNPO法改正によって新たに創られた制度で、設立後5年以内のNPO法人のうち、運営組織や事業活動が適正でNPO活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものについて一定の基準(P7~8参照)等に適合したものとして、所轄庁が「特例認定」したNPO法人のことです。

特例認定NPO法人に寄附をすると、認定と同じく寄附者(個人)の税金(所得税・住民税)から寄附金額の最大約50%が控除されます。

特例認定の有効期間は、特例認定の日から起算して3年ですが、有効期間の更新がない上、過去に認定または特例認定を受けた場合は再度特例認定を受けることはできません。

指定NPO法人

指定NPO法人とは、地方税法の規定に基づき住民の福祉の増進に寄与する寄附金として、都道府県または市町村が「個人住民税の寄附金税額控除の対象であると条例で個別に指定した寄附金」を受け入れるNPO法人です。

大分県における指定制度には、県指定と市町村指定があり、両方の指定を受けることもできます。ただし、市町村によっては指定制度を導入していないところもありますので、市町村の指定を受けようとお考えの場合は、該当地域の市民活動担当課または税務担当課にお問い合わせください。また、指定基準(P8~9参照)や手続も県と各市町村では異なりますので注意してください。

都道府県が指定したNPO法人に寄附をすると個人県民税から寄附金額の約4%が、市町村が指定したNPO法人に寄附をすると個人市町村民税から寄附金額の約6%が控除されますので、都道府県と市町村の両方から指定を受けると、寄附金額の最大約10%の税額控除を受けることができます。

指定の有効期間は、指定の日の属する月の翌月の初日から5年で、指定期間満了後も引き続き指定NPO法人として活動する場合は、有効期間の更新の手続が必要です。